

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公開番号】特開2005-185472(P2005-185472A)

【公開日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-027

【出願番号】特願2003-430033(P2003-430033)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/06 3 9 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月22日(2006.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線画像を記録するための放射線画像記録パネルと、

前記放射線画像記録パネルの記録面と放射線源及び被写体とが互いに対向する配置で該放射線画像記録パネルを装着し、前記被写体と前記放射線画像記録パネルとの間が近接して撮影する標準撮影及び前記被写体と前記放射線画像記録パネルとの間が標準撮影のときよりも離間して撮影するPCM撮影を選択して前記放射線画像を記録する撮影部と、

前記放射線画像記録パネルと前記被写体との間に着脱自在に設けられ、該被写体により散乱される散乱放射線を除去するためのグリッドを具備したブッキー台と、

を備えたことを特徴とする放射線画像撮影装置。

【請求項2】

前記ブッキー台と前記撮影部とを回動可能に連結するとともに、前記グリッドが前記装着済み放射線画像記録パネルの記録面に略平行且つ前記放射線源から該記録面を被覆する配置から、該放射線源に対して前記放射線画像記録パネルの記録面を露出する配置までの間を、前記ブッキー台が移動可能なヒンジ部を備えたことを特徴とする請求項1に記載の放射線画像撮影装置。

【請求項3】

前記グリッドが前記放射線画像記録パネルの記録面に略平行且つ前記放射線源から該記録面を被覆する配置に前記ブッキー台を保持すると共に、前記ブッキー台が、当該配置から、前記放射線源に対して前記放射線画像記録パネルの記録面を露出する配置までの間を移動可能なブッキー台支持部を備えたことを特徴とする請求項1に記載の放射線画像撮影装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するため、請求項1に記載の発明は、

放射線画像を記録するための放射線画像記録パネルと、

前記放射線画像記録パネルの記録面と放射線源及び被写体とが互いに対向する配置で該放射線画像記録パネルを装着し、前記被写体と前記放射線画像記録パネルとの間が近接して撮影する標準撮影及び前記被写体と前記放射線画像記録パネルとの間が標準撮影のときよりも離間して撮影するPCM撮影を選択して前記放射線画像を記録する撮影部と、

前記放射線画像記録パネルと前記被写体との間に着脱自在に設けられ、該被写体により散乱される散乱放射線を除去するためのグリッドを具備したブッキー台と、

を備えたことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するため、請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、

前記ブッキー台と前記撮影部とを回動可能に連結するとともに、前記グリッドが前記装着済み放射線画像記録パネルの記録面に略平行且つ前記放射線源から該記録面を被覆する配置から、該放射線源に対して前記放射線画像記録パネルの記録面を露出する配置までの間を、前記ブッキー台が移動可能なヒンジ部を備えたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、上記課題を解決するため、請求項3に記載の発明は、請求項1に記載の発明において、

前記グリッドが前記放射線画像記録パネルの記録面に略平行且つ前記放射線源から該記録面を被覆する配置に前記ブッキー台を保持すると共に、前記ブッキー台が、当該配置から、前記放射線源に対して前記放射線画像記録パネルの記録面を露出する配置までの間を移動可能なブッキー台支持部を備えたことを特徴とする。